

バス運行対策費補助金補助対象事業者が行う実態調査ガイドライン

〈はじめに〉

バス運行対策費補助金（以下、「地バス」という。）の補助対象事業者が各系統毎の収入を算出するために行う実態調査については、これまで地バス補助要綱により、原則として年 1 回以上実施することとされているのみで、具体的な実施時期・調査手法は各事業者の判断に委ねられていたところであるが、今般、財務省による予算執行調査の指摘を踏まえ、実態調査の実施方法について、一定の基準を設けることにより、実態調査の透明性を確保するとともに、地バス補助申請の審査の効率性の向上を図ることとする。

本ガイドラインは、補助金算定の根拠となる輸送実態調査及び各系統への運送収入の配分等に当たり、考慮すべき一定の基準を示したものであるから、補助対象事業者は、本基準に基づき適宜対応されたい。

1. 実施日及び実施回数の選定について

各系統毎の収入の配分に当たっては、以下の変動要素を考慮し、各系統の特徴を踏まえつつ、年間の平均的な配分率の算出に適した実施日及び実施回数を選定すること。

- ① 平日・休日等、曜日の別による収入の増減
- ② 夏・冬期、季節の別による収入の増減
- ③ 大人・子供等、客層の別による収入の増減
- ④ 現金・定期・回数券等、支払手段の別による収入の増減
- ⑤ 天候等の別による収入の増減
- ⑥ その他、当該系統特有の事情による収入の増減

2. 実態調査の方法について

実態調査の実施に当たっては、以下の事項を考慮すること。

- ① 収入の集約単位（営業所など）における系統については、補助対象・対象外問わず全てを実態調査の対象とすること。
- ② 調査日における全運行、全区間（起点から終点）を対象とすること。
- ③ 乗降調査方式の場合には、乗客 1 人 1 人の乗降停留所、利用者種別（大人・小人・障害者等）、券種別（現金・定期（通勤・通学）カード等）など、より詳細な実態把握に努めること。
- ④ 調査員または乗客が記載した調査票など、実態調査の基となる資料、調査日及び調査員名簿について、後日提出を求めた場合に対応できるようにすること。
- ⑤ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 23 条に基づき、立ち入り検査等を実施する場合もあるため、実態調査日について、事前に運輸局及び都道府県担当者に連絡すること。

〈参考：地バス補助対象事業者の行う主な実態調査の概要〉

○ 乗降調査方式

乗客の記載した調査票や聞き取りにより、乗客 1 人 1 人の乗降停留所、利用者種別（大人・小人・障害者）、券種別（現金・定期（通勤・通学）カード等）に区分し、区間毎・券種毎の運賃に落として営業所或いは路線全体の収入における補助系統の収入割合を求める方式。

○ 運賃箱固定調査方式

運賃箱が車両に固定されていると複数系統の収入が混入するため、実態調査日に系統毎に運賃箱を固定し、営業所或いは路線全体の収入における補助系統の収入割合を求める方式。

3. 各系統への収入配分の方法

実態調査の結果に基づき、各系統への収入を配分するに当たっては、以下の事項を考慮すること。

- ① 実態調査等に基づき算出された各系統毎の収入の割合に、収入の集約単位（営業所など）で集計されている年間収入実績を乗じることにより、系統別年間収入を算出すること。
- ② ICカードにおける、車載機器上のメモリーカートリッジに記録されるカード使用履歴データ等、調査日のデータを抽出することが可能なデータがある場合には、実態調査結果の整合性の確認等に活用されたい。
- ③ 実態調査日における突発的な増減要因（例えば、修学旅行生等団体旅行客の乗車等）は排除すること。

4. 補助申請書の添付資料について

補助申請書には、当該申請書に記載された各系統毎の輸送量、収入等の算出方法及び結果が説明できる資料を添付すること。

なお、作成に当たっては、以下の内容を網羅すること。

- ① 実態調査日及び調査回数の決定理由
- ② 具体的な実態調査方法
- ③ 各系統への収入の按分方法
- ④ 調査結果から収入按分までのフロー
- ⑤ 各系統毎の収入及び輸送量一覧
- ⑥ 実態調査日の収入の根拠
- ⑦ 年間収入の根拠（会計帳簿等）
- ⑧ 実態調査原票（会計帳簿等）
- ⑨ 実態調査以外の方法により収入を按分しているものがある場合には、その内容について①から⑧と同等のもの

（参考）バス運行対策費補助金交付要綱で示している算式等

- ・生活交通路線の1要件＝1日当たりの輸送量が15～150人（要綱 第2条（3）（ロ））
- ・輸送量＝平均乗車密度×運行回数（要綱 第2条（7））
- ・平均乗車密度＝系統毎の収入÷（系統毎の実車走行キロ×平均賃率）
（要綱 第2号の2様式 記載要領10）
- ・平均賃率＝停留所相互間の設定運賃額の総計÷停留所相互間の総キロ数
（要綱 第2号の2様式 記載要領9）
- ・系統毎の収入＝各事業者が年1回以上行う実態調査に基づいて算出
（要綱 第2号の2様式 記載要領7）

実態調査原票イメージ（乗降調査方式）

平成○年○月○日

調査員：_____

〇〇駅 発（１２：００） 〇〇団地 行き（１３：００）

1. 大人 2. 高校生 3. 中学生 4. 小学生 5. 幼稚園
6. 大人（割引） 7. 高校生（割引） 8. 中学生（割引） 9. 小学生（割引）

1. 現金 2. バスカード 3. 回数券 4. 定期券 5. その他

※乗車停留所には○印、下車停留所には×印を記入

A 停留所		J 停留所		S 停留所	
B 停留所		K 停留所		T 停留所	
C 停留所		L 停留所		U 停留所	
D 停留所		M 停留所		V 停留所	
E 停留所		N 停留所		W 停留所	
F 停留所		O 停留所		X 停留所	
G 停留所		P 停留所		Y 停留所	
H 停留所		Q 停留所		Z 停留所	
I 停留所		R 停留所			

実態調査原票イメージ（運賃箱方式）

平成○年○月○日

調査員：_____

〇〇駅 発（１２：００） 〇〇団地 行き（１３：００）

	人数	金額
現金		
回数券		
その他		

